

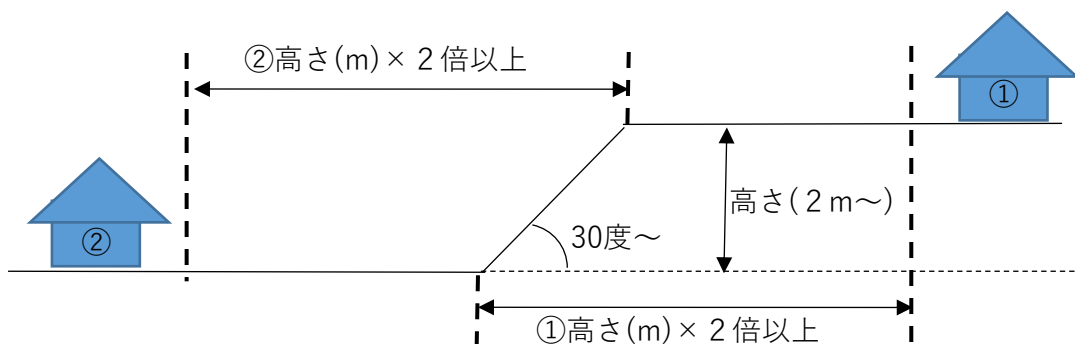
【資料4】

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例で定める内容

- ・ 畜舎建築利用計画の認定に当たっては、省令で定める基準に適合する必要があるが、技術基準について、条例で安全上等必要な制限を付加することができることとされている。
- ・ 道では、畜舎等に係る立地や積雪等を踏まえた安全上等の理由から、次の5項目について条例で定める（現在、畜舎等の建築等に対して付加されている北海道建築基準法施行条例と同等の制限を付加する。）。

1 崖付近の畜舎等（崖と畜舎等の水平距離）

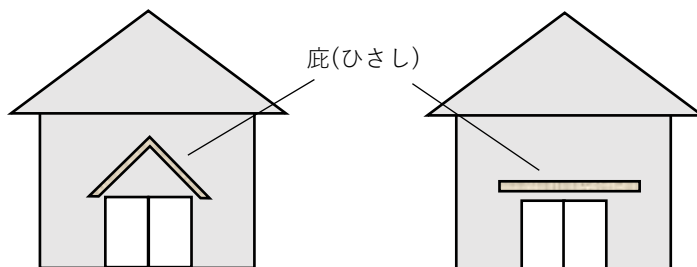
高さが2メートルを超える崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。）に接し、又は近接する敷地に畜舎等の建築等をする場合にあっては、当該畜舎等の外壁面と崖との間に、崖上にあつては崖の下端から、崖下にあつては崖の上端から、崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。



省令では、崖崩れ等による被害を受けるおそれのある場合に擁壁の設置その他安全上適切な措置を講じなければならないという規定があるが、水平距離の保持の規定はないため、人命、畜舎等の安全の確保のため定めるもの。

2 避難口の構造

多雪区域内においては、畜舎等に設ける屋外への避難口は、積雪、凍結等によって避難に支障を来すことのない構造としなければならない。



省令では、2以上の避難口が特定されていることという規定があるが、その構造に関する規定はないため、冬季間の避難経路の確保のため定めるもの。

3 排水設備の凍結防止

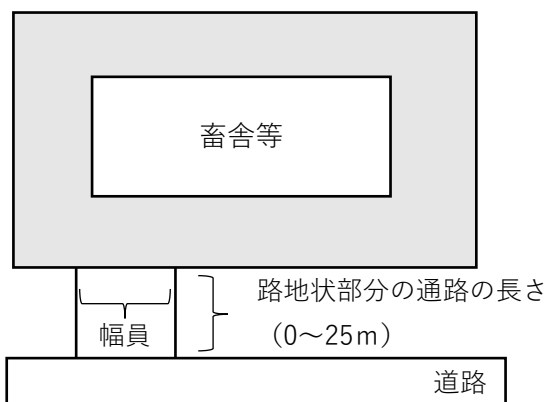
畜舎等に設ける排水の配管設備（し尿浄化槽を含む。）は、必要に応じて、凍結しないための措置が講じられたものでなければならない。

（例：地中に配管を設置、防寒材等を巻き付ける、流水し続ける構造とする 等）

省令では、排水の配管設備の防凍の規定がないため、冬季間の凍結防止のため定めるもの。

4 敷地の形態（路地状部分の幅員）

都市計画区域及び準都市計画区域内に建築等をする畜舎等の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合には、その路地状部分の幅員は、その路地状部分の長さに応じた数値以上としなければならない。



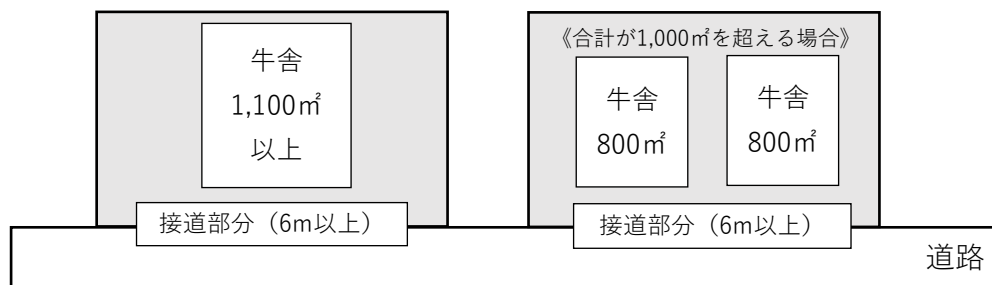
路地状部分の長さ	幅員
15m以下の場合	2 m以上 (3 m以上)
15mを超え25m以下の場合	3 m以上 (4 m以上)
25mを超える場合	4 m以上

※括弧内は、畜舎等の床面積が200㎡を越える場合

省令では、路地状部分の幅員の規定がないため、災害時の避難経路の確保や消防・救急車両の通行・活動のため、路地状部分の長さに応じた幅員を定めるもの。

5 敷地と道路との関係（接道条件）

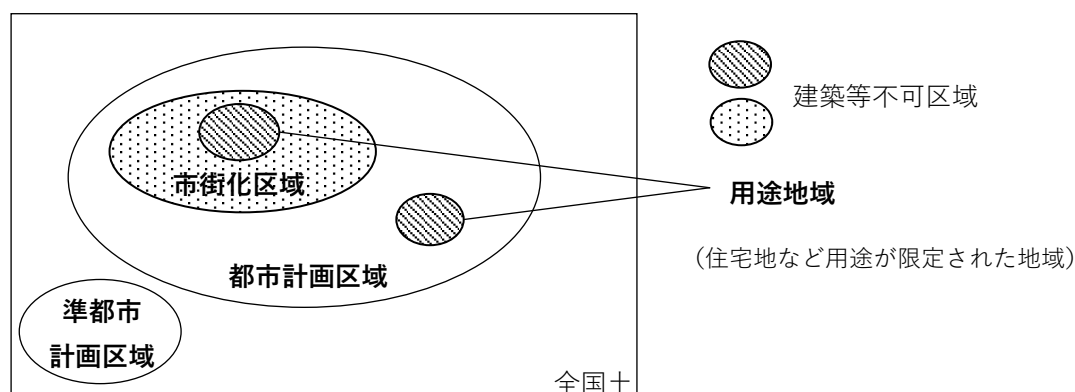
都市計画区域及び準都市計画区域内に建築等をする畜舎等（床面積（同一敷地内に2以上の畜舎等がある場合においては、その床面積の合計）が1,000㎡を超えるものに限る。）の敷地は、道路に6 m以上接しなければならない。



省令では、畜舎等の敷地は道路に2 m以上接しなければならないという規定があるが、大規模畜舎等における災害時の避難経路の確保や消防・救急車両の通行・活動、雪による道路との接道幅の減少を考慮し、6 m以上とするもの。

（参考）畜舎等の建築等が可能な区域

都市計画法に基づく市街化区域及び用途地域以外に建築等が可能



※市街化区域：優先的に市街化を図る区域

都市計画区域：総合的に整備等をする必要がある区域

準都市計画区域：将来的な整備等に支障が無いよう設定された区域

建築基準法と畜舎特例法における申請事項に係る一覧表

【資料5】

		建築基準法(特定畜舎(告示))		畜舎特例法			
区分		現状(特定畜舎(告示)) ※都市計画区域等の確認区域外に建設する場合について整理		A構造(簡易な利用基準+建築基準法と同等の技術基準)		B構造(標準的な利用基準+建築基準法より緩和された技術基準)	
		鉄骨等200㎡以下 木造500㎡以下	鉄骨等200㎡超 木造500㎡超	3000㎡以下	3000㎡超	3000㎡以下	3000㎡超
計画申請	新築時の利用計画の申請			要		要	
	変更・増改築時の利用計画の申請			要		要	
	譲渡・合併・分割時の許可申請			要		要	
	滅失及び離農時の利用計画の申請			要		要	
利用基準	宿泊	就寝のための居室は有さない		不可		不可	
	夜中の睡眠のための滞在(22時~4時)	可		不可		不可	
	1日の滞在人数 滞在時間			制限なし		0~1,000m2 延べ8時間・人(最大滞在4人) 1,000~2,000m2 延べ16時間・人(最大滞在8人) 2,000~3,000m2 延べ24時間・人(最大滞在12人)	3,000m2~ 延べ32時間・人(最大滞在16人)
	避難訓練の報告			不要		要	
	避難方法の説明			不要		要	
	5年ごとの定期報告 (利用計画の提出)			要		要	
技術基準	建築確認 (建築基準法)	不要	要				
	技術審査			不要	要	不要	要
	構造計算	不要	要	要(木造500㎡以下、 その他200㎡以下は不要)	要	要(木造500㎡以下、 その他200㎡以下は不要)	要
	基礎等の基準	建築基準法どおり		緩和 (凍結深度に係る基礎についてのみ緩和。その他建築荷重等に係る基礎については変更なし。)			
	安全係数	建築基準法どおり		建築基準法どおり		安全係数1として緩和 (短期許容応力度=建築基準法における材料強度と同値)	
	耐震強度	建築基準法どおり (耐震5強で損傷しない水準)		建築基準法どおり (耐震5強で損傷しない水準)		緩和 (耐震5強で倒壊しない水準)	
	高さ	高さ 13m以下 軒高 9m以下		高さ 16m以下 (軒高は設定しない)			
	完了検査	不要	要	不要(届出のみ)	不要 (※使用開始前までに届出)	不要(届出のみ)	不要 (※使用開始前までに届出)
消防	消防同意	不要	要	不要	要	不要	要
その他	都市計画区域等内の制限	立地の制限:市街化区域以外のみ対象 立地の制限以外:建築基準法どおり		立地の制限:市街化区域及び用途地域に属す畜舎は認定対象外 立地の制限以外:建築基準法どおり			

畜舎建築特例法に係る認定審査スキーム【資料6】

3000m²以下の畜舎

3000m²超の畜舎

各市町村の条例（地区計画）等に抵触がないか事前の市町村への相談を推奨

《行政庁審査の場合》

《行政庁審査以外の場合》

申請
(農業者、設計事務所等)

申請
(農業者、設計事務所等)

指定確認検査機関
による事前審査の実施

申請
(農業者、設計事務所等)

※提出前の道への事前確認を推奨

受付窓口
(農政部畜産振興課)

受付窓口
(農政部畜産振興課)

受付窓口
(農政部畜産振興課)

※畜舎等に関する条例（地区計画）等を有する市町村に対して情報提供

利用基準審査
(畜産振興課)

利用基準審査
(畜産振興課)

依頼

利用基準審査
(畜産振興課)

技術基準審査
不要

技術基準審査
(建設部)

技術基準審査
不要

同意

同意

消防同意
不要

消防同意

確認書

消防同意
(※申請者の事前申請でも可)

同意書

同意書

審査完了

通知

通知

建設部

認定通知書発行・公表
(畜産振興課)

市町村、消防署

認定通知

完了届出

申請者

・3,000m²超は、使用前の完了届が必要。
・消防署への情報提供は、3,000m²以下に限る。

畜舎建築特例法に係る仮使用申請スキーム 【3,000m²超の認定畜舎等に限る】

《行政庁審査の場合》

申請
(農業者、設計事務所等)

受付窓口
(農政部畜産振興課)

依頼

利用基準関係審査
(畜産振興課)

技術基準関係審査
(建設部)

《行政庁審査以外の場合》

民間検査機関による
事前審査の実施

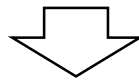
申請
(農業者、設計事務所等)

受付窓口
(農政部畜産振興課)

利用基準関係審査
(畜産振興課)

※ 必要に応じて現地確認の実施

審査完了



建設部

通知

認定通知書発行
(畜産振興課)

通知

市町村

認定通知


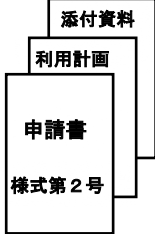


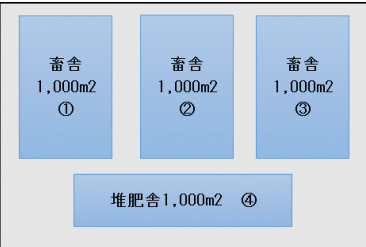

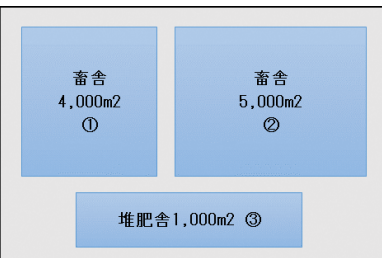
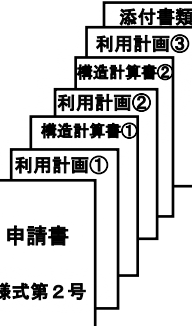
申請者

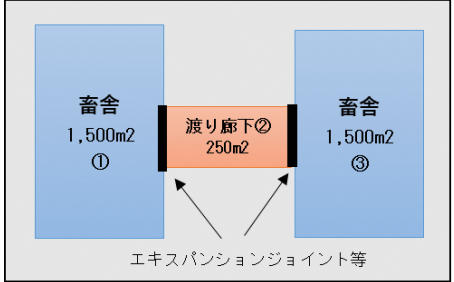
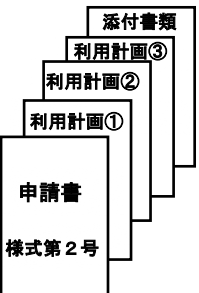
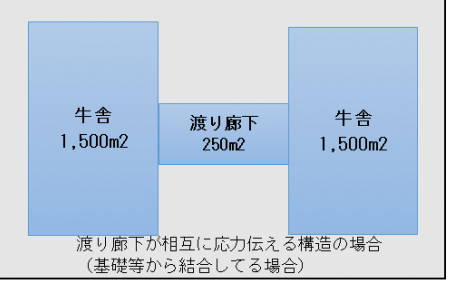
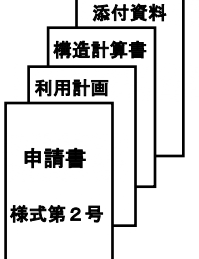
○ 畜舎建築利用計画の認定申請書について(畜舎特例法第3条第3項、省令第64条)

畜舎特例法に基づく畜舎等の建築に当たっては、畜舎建築利用計画の認定申請書に畜舎建築利用計画及び関連書類を附して、都道府県知事に申請し、認定を受ける必要がある。

申請書類や手数料の主な考え方については、次のとおり。

なお、審査手数料については、申請ごとに畜舎等の建築等の内容を勘案し、都道府県で算出の上、申請者にお知らせします。

パターンの例	申請書類	手数料の考え方
<p>●3,000m²以下の畜舎等を1棟建築</p> 	 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(様式第2号) ・畜舎の利用計画 ・関連する添付書類 	<p>床面積2,500m²の審査手数料</p> <p>※図の場合 利用基準 10,000円 技術基準 0円</p>
<p>●3,000m²超の畜舎等を1棟建築</p> 	 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(様式第2号) ・畜舎の利用計画 ・構造計算書等 ・関連する添付書類 	<p>床面積4,000m²の審査手数料</p> <p>※図の場合 利用基準 10,000円 技術基準 149,000円</p>
<p>●同一敷地内に3,000m²以下の畜舎等を複数建築する場合</p> 	<p>用途不可分の場合に限り、同一敷地内で複数の畜舎等の建築が可能。</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(様式第2号) ・畜舎ごとの利用計画 ・関連する添付書類 	<p>床面積1,000m²の審査手数料×4棟</p> <p>※図の場合 利用基準 40,000円 技術基準 0円</p>
<p>●同一敷地内に3,000m²超の畜舎等を複数等建築する場合</p> 	<p>用途不可分の場合に限り、同一敷地内で複数の畜舎等の建築が可能。</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(様式第2号) ・畜舎ごとの利用計画 ・構造計算書(③を除く) ・関連する添付書類 	<p>床面積1,000m²の審査手数料×1棟 床面積9,000m²の審査手数料×1棟</p> <p>(※技術基準審査が必要な畜舎ごとの手数料の合計と総床面積の手数料の安価な方を適用する。)</p> <p>※図の場合 利用基準 20,000円 技術基準 249,000円</p>

5	<p>●敷地内に渡り廊下を有する畜舎①</p> 	<p>渡り廊下が相互に応力を伝えない構造 →牛舎、渡り廊下を別の棟と見なす。</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(様式第2号) ・牛舎①③と渡り廊下②の利用計画 ・関連する添付書類 	<p>床面積1,500m²の審査手数料×2棟 床面積250m²の審査手数料×1棟</p> <p>※図の場合 利用基準 30,000円 技術基準 0円</p>
6	<p>●敷地内に渡り廊下を有する畜舎②</p> 	<p>※渡り廊下が相互に応力を伝える構造 →牛舎、渡り廊下を含め1棟と見なす。</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(様式第2号) ・畜舎の利用計画 ・構造計算書等 ・関連する添付書類 	<p>床面積3,250m²の審査手数料</p> <p>※図の場合 利用基準 10,000円 技術基準149,000円</p>

※指定確認検査機関等で技術基準の審査をした場合は、その確認を証する書類を添付すること。

【資料 7】

様式第二号（第六十四条関係）

畜舎建築利用計画の認定申請書

提出日を記載してください。

令和4年4月1日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の規定により、畜舎建築利用計画の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、法令等に相違ありません。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

申請者が2以上のときは、代表となる申請者について記載し、別紙に他の申請者について必要な事項を記載して添えてください。代理者によって申請を行う場合は委任状を添付してください。

※ 虚偽の記載により認定を受けた場合は、認定の取消しや罰則の対象となるため、注意してください。

畜舎建築利用計画

1. 申請者の概要

(1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名： 農水 太郎

(2) 住所又は主たる事務所の所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

(3) 連絡先： 01-234-5678 ○○○○@maff.go.jp

電話番号及びメールアドレス
を記載してください

2. 畜舎等の概要

(1) 数及び種類

①申請に係る畜舎等の数： 3

②申請に係る畜舎等の種類

・番号： 1

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

・番号： 2

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

・番号： 3

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

③申請に係る畜舎等の構造

・番号： 1

木造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

・番号： 2

鉄骨造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

・番号： 3

鉄骨造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

畜舎等が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記載してください。また、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記載して添付する方法でも結構です。(以下、同様)

(2) 工事施工地又は所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目1番1

都市計画区域内（市街化区域及び用途地域外）

準都市計画区域内（用途地域外）

都市計画区域及び準都市計画区域外

畜舎等の敷地が2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。

(3) 規模及び間取り

- ①番号： 1
②高さ： 10 m
③床面積：(申請部分 3,500 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 3,500 m²)
④間取り 居住のための居室を有しない。

畜舎等の最高の高さを記載してください。

- ①番号： 2
②高さ： 8 m
③床面積：(申請部分 1,500 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 1,500 m²)
④間取り 居住のための居室を有しない。

居住のための居室とは、居間、寝室、仮眠室等をいいます。

- ①番号： 3
②高さ： 5 m
③床面積：(申請部分 300 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 300 m²)
④間取り 居住のための居室を有しない。

設計者又は工事監理者が建築士事務所
所に属していないときは、所在地は
それぞれ代理者、設計者又は工事監
理者の住所を書いてください。

3. 設計者等に関する事項

(1) 設計者

①代表となる設計者

- イ. 資格： (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 111111 号
ロ. 氏名： 設計 ユウタ
ハ. 建築士事務所名： (東京) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 222 号
ニ. 所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号
ホ. 連絡先： 01-234-5678
ヘ. 作成した設計図書： すべて

②その他の設計者

- イ. 資格： () 建築士 () 登録第 号
ロ. 氏名：
ハ. 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
ニ. 所在地：
ホ. 連絡先：
ヘ. 作成した設計図書：

工事監理者又は工事施工者が未定の
ときは、決まった後、速やかに工事
着手前に様式第8号(軽微な変更に
係る届出書)により届け出てくださ
い。

(2) 工事監理者

①代表となる工事監理者

- イ. 資格： (一級) 建築士 (東京都知事) 登録第 333333 号

- ロ. 氏名： 工事 マコト
 ハ. 建築士事務所名： (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 444 号
 ニ. 所在地： 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
 ホ. 連絡先： 01-234-5678
 ヘ. 工事と照合する設計図書： すべて

②その他の工事監理者

- イ. 資格： () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

工事施工者が2以上の時は、代表となる工事施工者について記載し、記入欄を追加して記載するか、別紙に必要な事項を記載して添えてください。

設計図書：

(3) 工事施工者

- イ. 氏名： 施工 タカシ
 業の許可 (東京都知事) 第 (般-1)
 東京都千代田区霞が関1丁目1番4号
 01-234-5678

! 重要
 項目4は床面積が 3,000 m²を超える畜舎等に係る申請の場合のみ、記載してください。

畜舎等の敷地が存する都市計画区域、準都市計画区域、防火地域及び準防火地域以外の区域、地域、地区又は街区を記載してください。なお、畜舎等の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記載してください。(例：建築基準法第22条指定区域、景観地区、〇〇地区計画地区等)

4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項 (畜舎等に記載すること。)

(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

①区域、地域、地区又は街区 (都市計画区域、準都市計画区域、防火地域、準防火地域以外) :

②道路

- イ. 幅員： 4.000 m
 ロ. 敷地と接している部分の長さ： 8.000 m

畜舎等の敷地が2m以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記載してください。

③敷地面積

- イ. 敷地面積： 9,000 m²
 ロ. 第45条第1項の規定による畜舎等の建蔽率： 60 %
 ハ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値： 60 %

規則第45条第2項に該当する場合には、同項の規定に基づき定められる建蔽率を記載してください。

③「ロ」、
「ハ」及び④
「ロ」は百分率を用いてください。

④建築面積

- イ. 建築面積：(申請部分 5,300 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 5,300 m²)
 ロ. 建蔽率： 58.9 %

⑤認定等：

⑥備考：

- ・畜舎等及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等を受けた日付について⑤に記載するか、別紙に記載して添えてください。
- ・規則第46条第4項により同条第1項から第3項までの規定が適用されない畜舎等については、その旨を⑥に記載してください。

(2) 畜舎等別の構造及び設備の概要

①番号： 1

②建築設備の種類

- 電気設備 ガス設備 給水設備 排水設備 換気設備 暖房設備
冷房設備 消火設備 排煙設備 汚物処理の設備

③屋根： ガルバリウム鋼板

④外壁： ガルバリウム鋼板

⑤軒裏： ガルバリウム鋼板

⑥便所の種類 水洗 くみ取り

⑦第19条又は第20条の規定の適用

- 第19条本文の規定に該当する畜舎等
第20条ただし書の規定に該当する畜舎等

⑧主要構造部が耐火構造等に該当する場合

- 耐火構造
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する主要構造部）

その他

⑨第26条の規定の適用

- 第26条第1号に掲げる畜舎等
第26条第2号に掲げる畜舎等
第26条第3号に掲げる畜舎等
第26条第4号に掲げる畜舎等
第26条第5号に掲げる畜舎等
防火地域 準防火地域
第26条第6号に掲げる畜舎等

⑩備考：

(3) 畜舎等の独立部分別概要

①番号： 1

②高さ： 10 m

該当するチェックボックスに✓マークを記入し、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が規則第69条に掲げる規定のうち、特定の規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。

③から⑤までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

規則第19条本文又は第20条ただし書の規定を受ける場合に✓マークを記入してください。

第26条第5号の規定に該当する畜舎等である場合は、当該畜舎等の敷地が属する地域について、該当するチェックボックスに✓マークを記入してください。なお、畜舎等の敷地が2以上の地域又にはわたる時は、それぞれの地域について記入してください。

⑨までに書き表せない事項で特に審査を受けようとする事項は、⑩に記載するか、別紙に記載して添えてください。

申請に係る畜舎等（畜舎等の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該畜舎等の部分。）ごとに記載してください。

- ③床面積： 3,500 m²
- ④構造： 木造 一部 造
- ⑤構造計算に用いたプログラムの名称：〇〇プログラム
- ⑥備考：

構造計算に用いたプログラムが特定できるように記載してください。

- ①番号： 2
- ②高さ： 8 m
- ③床面積： 1,500 m²
- ④構造： 鉄骨造 一部 造
- ⑤構造計算に用いたプログラムの名称：〇〇プログラム
- ⑥備考：

⑤までに書き表せない事項で特に審査を受けようとする事項は、⑥に記載するか、別紙に記載して添えてください。

- ①番号： 3
- ②高さ： 5 m
- ③床面積： 300 m²
- ④構造： 鉄骨造 一部 造
- ⑤構造計算に用いたプログラムの名称：〇〇プログラム
- ⑥備考：

以降、様式に記載の内容をよく読んだうえで✓マークを記入してください。

5. 畜舎等の利用の方法に関する事項

- (1) 番号： 1

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 午前零時から午前四時まで及び午後十時から翌朝の起床時までの滞在者数を算出する場合は、畜舎等で睡眠する者の数を算出する。

(B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理給与及び家畜の観察)
滞在人数	4 人	4 人	0 人	3 人
滞在時間	3 時間/人	2 時間/人	0 時間/人	2 時間/人
延べ滞在時間	12 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合計				26 時間

！重要

B構造畜舎等の場合に記載してください。

(A構造畜舎等の場合は不要。)

- ・実際に畜舎等で行う予定の作業時間及び作業人数を記載してください。
- ・延べ滞在時間：滞在人数×滞在時間
- ・合計：延べ滞在時間の合計

表の畜舎等の該当する床面積に✓マークを記入し、最大滞在者数及び延べ滞在時間の規定を満たしていることを確認したうえで、✓マークを記入してください。

- ☑通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- ☑災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
- ☑2以上の避難口を特定している。

申請書に添付する平面図に2以上の避難口を明示してください。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- ☑様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

- ☑定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。
- ☑畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(5) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

申請に係る畜舎等が規則第19条本文又は第20条ただし書の規定に適用を受ける畜舎等である場合に、文の内容を確認し、✓マークを記入してください。

(1) 番号: 2

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- ☑午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。

(B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜	飼料の調理・給与及び家畜	搾乳(畜舎内搾乳)	その他畜舎等内における作業(
--	--------------	--------------	-----------	----------------

	舎等の清掃	の観察		診療、種付け等)
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間/人	時間/人	時間/人	時間/人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合 計				時間

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口を特定している。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(5) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

(1) 番号： 3

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

- 午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。

(B 構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞 在 人 数	0 人	0 人	0 人	2 人
滞 在 時 間	0 時間／人	0 時間／人	0 時間／人	2 時間／人
延べ滞在時間	0 時間	0 時間	0 時間	4 時間
合 計	4 時間			

- 通常時において、畜舎等における 1 日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input checked="" type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4 人	8 時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8 人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(3) 避難経路確保の取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
- 2 以上の避難口を特定している。

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

- 様式第 1 号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B 構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。
- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(5) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又は

その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を
存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

6. 申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 番号： 1

乳用牛、肥育牛、繁殖牛、肥育
豚、繁殖豚、採卵鶏、肉養鶏 等

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300 頭

フリーストール、繋ぎ飼い、ケー
ジ飼い、平飼い 等

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）： フリーストール

(4) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

堆肥化、乾燥、炭化・焼却、液肥
化、メタン発酵、汚水浄化 等

(1) 番号： 2

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300 頭

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(4) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(1) 番号： 3

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300 頭

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(4) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

7. 工事の着手及び完了の予定年月日

(1) 工事種類

・番号： 1

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日： 令和4年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和4年12月1日

(1) 工事種類

・番号： 2

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日： 令和4年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和4年12月1日

(1) 工事種類

・番号： 3

新築 増築 改築 柱を撤去する行為

(2) 工事着手予定年月日： 令和4年6月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和4年12月1日

8. その他必要な事項

(1) 法令遵守に関する事項

①申請者（法人にあっては、その役員）の家畜の飼養管理に関する法令の遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法律（家畜の飼養管理に関する法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくは排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

②畜舎等の建築等に関する法令の遵守状況

申請に係る畜舎等の建築等によって、申請者が所有する当該畜舎等以外の建築物

所有する他の建築物が建築基準法等の規定に違反することとなっていないか、よく確認したうえで✓マークを記入してください。

以下の法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している場合は、違反している法律の規定、違反している農場名及びその所在地を具体的に記載してください。

また法人であってその役員が違反している場合は、違反している者の氏名を備考欄に記載してください。

- ・家畜伝染病予防法
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・悪臭防止法
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法
- ・湖沼水質保全特別措置法

※堆肥舎のみの申請の場合は記載不要です。

畜舎等の貸付けを行う場合に記載
してください。

及びその敷地が畜舎等の建築等に関する法令に違反することとならない。

(2) 畜舎等の貸付けを行う場合

①借主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：

②住所：

③借主（法人にあっては、その役員）の家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

特例畜舎等（床面積が3,000㎡以下の畜舎等）が規則第48条第2項の規定の適用を受ける場合に、文の内容を確認し、✓マークを記入してください。

(3) 特例畜舎等が第48条第2項の規定の適用を受ける場合

第48条第2項の規定による都道府県知事の認定を受けたものである。

9. 備考

(注意)

① 数字は算用数字を、単位はメー

② がある場合は、該当する \square は

③ 2. (1) ②及び③並びに (3)、4. (2)、5.、6. 並びに7. (1) は、申請に係る畜舎等ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

④ 4. (3) は申請に係る畜舎等（独立部分が2以上ある場合においては独立部分。以下同じ。）ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

7 (1) 「工事種類」で「模様替」に✓マークを記入した場合は、模様替によってどのように作業の能率の向上が行われるかについて、9に記載するか、別紙に記載して添えてください。